平成２５年（フ）第５９１号
札幌市西区山の手７条６丁目２番15号　水口アパート２階右
債務者　谷口　恵美（旧姓早川・横山）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９２号
札幌市白石区北郷２条６丁目10番２号　日向荘101号
債務者　小野　聖子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１３号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目３番14―401号
債務者　北山恒一郎
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３１号
北海道恵庭市恵み野西６丁目１番15
債務者　岩堀　　修
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４３号
山口県防府市大字西浦301番地　レオパレス半田山104、申立時の住所札幌市北区北27条西２丁目２番12号　フロンティア27―201号
債務者　河瀬　政寛
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８９号
札幌市北区新琴似８条１丁目３番40―401号
債務者　松本　敏史
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９７号
札幌市豊平区平岸１条17丁目３番８号　シュパレスク17―202号
債務者　川合　孝義
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０２号
札幌市北区北39条西３丁目２番１号　フロンティアＫⅢ307号
債務者　三浦　千世（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０４号
札幌市北区新琴似11条13丁目６番41号
債務者　木村　静江
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１０号
札幌市中央区南20条西15丁目２番15号　くるみハイツ201号
債務者　本間　静枝
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４８号
札幌市清田区真栄２条２丁目15番17号　フィギア真栄101号
債務者　岩崎　修一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４９号
札幌市清田区真栄２条２丁目15番17号　フィギア真栄101号
債務者　岩崎　和子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５２号
札幌市北区北21条西２丁目２番32号　レオパレス北24条第８―104号
債務者　青木　勇弥
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６３号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目13番11号　シティハイム417Ｄ―202号
債務者　工藤　大輔
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７５号
札幌市南区澄川２条１丁目５番２号　ＦＡＲ　ＲＯＣＫ　ＣＯＵＲＴ　Ｓ21―105号室、住民票上の住所札幌市豊平区中の島１条４丁目10番１―304号
債務者　佐藤　恵一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
岩手県久慈市小久慈町第36地割25番地36　泉荘５号
債務者　二橋　正人
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３０号
群馬県前橋市亀泉町796番地１、住民票上の住所群馬県前橋市茂木町91番地６
債務者　吉田　昭夫
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係